

幼稚園や認定こども園に通う子どもの保護者向け  
**預かり保育の利用料無償化**について

## 対象児童

新2号:年少クラス以上(4月1日時点の年齢が3歳以上)で、保育の必要性がある子ども  
新3号:年少クラス未満(4月1日時点の年齢が3歳未満)で、保育の必要性があり、  
市町村民税非課税世帯である子ども

※利用前に必ず認定を受けてください。

## 給付上限額(月額)

新2号:日額**490円**×利用日数で計算し、**12,300円**を上限に実際に要した利用料を支給します。  
新3号:日額**490円**×利用日数で計算し、**17,700円**を上限に実際に要した利用料を支給します。  
**利用料に限り**ます。(行事参加費、食材料費、通園送迎費等の実費徴収される費用は対象外です。)  
※在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合、認可外保育施設等の利用は、償還払いの対象です。なお、守口市内の預かり保育実施施設は全て実施水準が十分であるため、市内施設在園の方は認可外保育施設等の利用は、償還払いの対象外です。  
※「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設(ベビーシッターを含む)、一時預かり、病児保育、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)を指します。

## 対象施設

市町村から「施設等利用給付の対象施設である確認」を受けた施設です。

## 支給方法

**償還払い**です。(施設へ一旦支払い、後日請求により払い戻しとなります。)

## 請求方法

以下の書類を提出してください。(施設が取りまとめる場合もあります。)

- 1.【様式第1号】施設等利用費請求書(預かり保育事業 償還払い用):ホームページ掲載。
- 2.領収書兼提供証明書:施設が作成。

## スケジュール

請求の受付は、**四半期(3か月)ごと**に行います。

|     | 利用月     | 提出締切日 | 支給月   |
|-----|---------|-------|-------|
| 第1回 | 4月～6月   | 7月末日  | 8月下旬  |
| 第2回 | 7月～9月   | 10月末日 | 11月下旬 |
| 第3回 | 10月～12月 | 1月末日  | 2月下旬  |
| 第4回 | 1月～3月   | 4月20日 | 5月下旬  |

施設が取りまとめる場合、施設が指定する日までに施設へ提出してください。

## 提出先

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号  
守口市こども部こども施設課(3階北エリア)  
電話:06-6992-1658 FAX:06-6992-1400

詳しくは、  
守口市ホームページを  
ご覧ください。

